

行政事務における情報通信の技術の適正な利用の推進に関する規程

平成27年3月30日達第2号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 推進体制（第3条 第5条）

第3章 情報システムの運用等（第6条 第10条）

第4章 通信ネットワークの整備及び運用（第11条 第13条）

第5章 雑則（第14条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の行政事務における情報通信の技術の適正な利用に関し、推進体制、情報システムの運用並びに通信ネットワークの整備及び運用について必要な事項を定めることにより、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保し、行政事務の簡素化及び効率化並びに市民の利便性の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報システム 電子計算機、電気通信回線等により情報を処理するシステムをいう。
- (2) 通信ネットワーク 情報の伝達を目的として設置される電気通信回線網をいう。

第2章 推進体制

（最高情報統括責任者等の設置）

第3条 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合に最高情報統括責任者を置き、事務局長をもって充てる。

- 2 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合に副情報統括責任者を置き、総務部長をもって充てる。
- 3 最高情報統括責任者は、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の行政事務における情報通信の技術の適正な利用の推進に関する事務を統括する。
- 4 副情報統括責任者は、最高情報統括責任者を補佐し、次に掲げる事務を掌理する。
 - (1) ITの適正な利用の推進に係る総合調整に関すること
 - (2) 情報システムの運用に係る技術的指導及び支援に関すること
 - (3) 通信ネットワークの整備及び運用に関すること
 - (4) 情報システムの運用並びに通信ネットワークの整備及び運用に係る経費の縮減に関すること
 - (5) その他情報通信の技術の適正な利用の推進に関して必要な事務

(推進体制)

第4条 情報通信の技術の適正な利用を推進するため、IT管理者を置き、総務課担当係長をもって充てる。

第5条 IT管理者は、最高情報統括責任者の命を受けて、情報通信の技術の適正な利用の推進に関する事務を掌理し、必要な指導、助言又は調整を行う。

- 2 IT管理者は、本組合の行政事務（以下「行政事務」という。）における情報通信の技術の利用に当たっては、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例（平成27年条例第9号）に定めるところにより個人情報の保護に万全の措置を講ずるとともに、情報の漏えい、滅失、き損、改ざん等を防止するなど、情報を適切に管理しなければならない。
- 3 IT管理者は、行政事務における情報通信の技術の利用に当たっては、事務の簡素化及び効率化並びに市民の利便性の向上を最大限図ることに意を用いなければならない。

第3章 情報システムの運用等

(情報システムの運用管理)

第6条 IT管理者は、情報システムの運用管理の方法を定め、適切に実施しなければならない。

(調達に係る承認等)

第7条 IT管理者は、情報システムの開発、導入、運用又は変更に係る調達をしようとするときは、あらかじめ、仕様、調達見込額、調達方法その他の事項について、副情報統括責任者に協議し、その承認を受けなければならない。

2 IT管理者は、前項の規定により承認を受けた事項について変更しようとするときは、あらかじめ副情報統括責任者の承認を受けなければならない。

3 IT管理者は、前2項の規定による承認を受けた場合において、当該承認に係る調達をしたときは、その結果を副情報統括責任者に報告しなければならない。

(安全対策)

第8条 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合情報セキュリティ管理規程(平成27年達第3号。以下「情報セキュリティ管理規程」という。)第5条第1項に規定する課情報セキュリティ責任者は、情報システムを運用するときは、情報セキュリティ管理規程の定めるところにより、当該情報システム及び情報システムにより処理される情報の安全対策について、万全の措置を講じなければならない。

(運用中の情報システムに係る問題点の報告)

第9条 IT管理者は、運用中の情報システムについて定期的に問題点を整理し、その内容を副情報統括責任者に報告しなければならない。

(副情報統括責任者による指導等)

第10条 副情報統括責任者は、情報システムの開発、導入、運用又は変更について、調達に係る経費の節減、情報システムの安全性及び効率性の向上の観点から、IT管理者に対し必要な指導、助言又は調整を行うものとする。

2 副情報統括責任者は、前項の指導、助言又は調整を行うに当たって必要があると認めるときは、最高情報統括責任者に対し、必要な指示を求めること

ができる。

第4章 通信ネットワークの整備及び運用

(本組合通信ネットワークの設備)

第11条 最高情報統括責任者は、本組合通信ネットワークの整備を行わなければならない。

第12条 最高情報統括責任者は、本組合通信ネットワークに係る運用管理の方法を定め、本組合通信ネットワークの運用管理を効率的に行わなければならない。

(本組合通信ネットワークに係る安全対策の指針)

第13条 情報セキュリティ管理規程第4条第1項に規定する総括情報セキュリティ責任者は、本組合通信ネットワークを運用するときは、情報セキュリティ管理規程の定めるところにより、本組合通信ネットワーク及び本組合通信ネットワークにより伝達される情報の安全対策について、万全の措置を講じなければならない。

第5章 雑則

(施行の細目)

第14条 この規程の施行に関し必要な事項は、最高情報統括責任者が定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。